

第 92 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年8月2日（金） 10：29～15：15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 29：軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲（国土交通省）>

（高橋部会長）御説明で大体、道路権限との調整の趣旨からこういった制度になっていると理解させていただいたが、そういうことか。

（国土交通省）然り。

（高橋部会長）その上で、政令市については、道路管理権限は都道府県から政令市に移行しているため、事務の効率的な運営という観点からは権限移譲も十分考えられるという御説明だったと思うが、そこまでは大体合意できるか。

（国土交通省）然り。

（高橋部会長）そうすると、残りは結局のところ、どのようにこれを検討していくかという話になるが、検討のスケジュールと手法はどうお考えか。

（国土交通省）我々が必ずしも全て主体的に検討できるものではないのかもしれない。少し気になるのは、政令市でも色々な考え方があるのではないかとということ。恐らく都道府県の立場で政令市に任せたいという御提案だと思うが、事務を受けることになる政令市でどう考えるかは確認が何らかの形で要すると思う。

（高橋部会長）事務局はどう思っているか。

（橋本参事官）今、仰っていただいたように、政令市との調整が必要であり、法律改正を伴う内容であるため、どういう手続を経てやるのか。全国市長会なのか、政令指定都市市長会なのかということはあるが、調整の手続は色々相談しながら進めてまいりたい。もう一点は、目指すべき法律改正のタイミング、そのスケジュールとしては、この例年の一括法を念頭に置いてのスケジュールの調整になるのかどうかについては、御意向を確認いただければありがたい。

（高橋部会長）できれば一括法、年明けになると思うが、そこにのせるタイミングで御検討いただければと思うが、いかがか。

（国土交通省）まだ具体的に、どういう規定上の影響が出るか等まで詰めた議論に至っていない。法律なのか、政省令なのか、あるいは運用ですぐ変えられるのかなど、検討させていただきたい。いたずらに遅らせるとか、そういったつもりは全くない。

（大橋部会長代理）この事務は、全体的には道路との調整が中心にあって、政令市の場合には都道府県が管理していないところに権限が与えられているが、実質は政令市、道路管理者との調整がメインになる。ダイレクトに政令市にすれば、政令市が道路管理者という立場と、この権限の両方を一体的に担当でき、後で発生する道路占用の問題も一緒に、効率的に行える側面がある。都道府県において今までの余計な事務が外れると同時に、政令市は形式的に見れば確かに負担だが、実質的に見れば、今まで問い合わせを受けていた同じことを自分の権限で行い、道路権限との調整を自分の手元でできる。これはメリットのようにも思うが、そういった事務の一体化による利益はお考えか。

（国土交通省）それは非常によくわかる。一方で、権限等が政令市に移った場合には当然、その権限を負うことの

責任といった点を気にする方もいると思われるため、そういったことも含めて政令市の御意向なども確認する必要があるのだらうと思ひ先ほど申し上げた。

(伊藤構成員) 政令市以外に軌道がある場合や、政令市以外の箇所の道路の許可を必要とする場合、指定都市に仮に権限移譲がなされると、指定都市内の区間については指定都市で、それ以外の区間については引き続き道府県知事が担うということか。それとも、指定都市の外にまで連続して軌道がある場合は、従前どおり、都道府県知事に残すのか。

(国土交通省) 要望元に直接確認していないが、要望の趣旨としては、1つの政令市内で完結しているもののみ政令市に落とし、政令市からはみ出ているもの、あるいは政令市ではない市町村に存在している軌道については、引き続き知事のもとでという御趣旨なのだらうと受けとめている。

(高橋部会長) 調整の仕方は事務局とよく御相談いただき、我々としてはメリットが非常に多いという方向で調整していただきたい。2次ヒアリングまでに具体的調整を終えていただき、その結果を教えていただければと思ひているため、よろしくお願ひしたい。

<通番 17：へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを可能とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) ただいまの御説明だと、厚生労働省が現在行っている見直しの全体的な取り組みの中で、提案内容がどういふふうを受けとめられるかどうかを検討していただく。こういうニュアンスという話だと思ひます。そうすると、1次回答だとかなり、これはだめなのです。かつ、ほかにもいろんな事情がありますという御回答ぶりだが、そこは現場の声などを聞きながら歯どめもかけつつ、今、おっしゃったような懸念が解消される方向で場合によってはあり得ないかという御検討もいただけるということによいのか。

(厚生労働省) 私どもとしては、基本的にそのように思っている。ただ、その過程において、現場の声とか、政府としての一定の意思決定をしてからだと思ひますが、最終的に行き着くまでに当たっては、労働政策審議会を初めとする労使の議論などもあるので、いろんな関係者の意見も考えるが、我々、政策当局としては、この御提案いただいている問題意識については、先ほど申し上げたようなスタンスで取り組みをさせていただきたい。少しお時間をいただきながら、慎重にちゃんと前に進めたいと思ひている。

(高橋部会長) 承知した。では、大橋部会長代理、どうぞ。

(大橋部会長代理) チーム医療という話は非常によくわかる。ただ、チーム医療を向上しようというのは、医療を受ける可能性があるということが前提で、その質を高めていこうという、そここのところの話だと思ひますが、今回、提案団体の支障事例を見ると、看護職員が僻地で確保できないがために受け入れを中止している現実がある。そうだとすると、チーム医療以前に、より大きな弊害というか、およそサービスを受ける可能性がなくなってしまう。そういう実情があるのだとすると、そここのところはやはり何かしなければいけないのではないかという問題意識がある。

それで、前は医師が偏在だということで、医師の派遣を認めるというところまで進んだが、今回話を聞くと、どうも足りないのは、偏在は医師だけではなくて医療従事者、薬剤師や看護職員にも当てはまり、場合によっては放射線技師や臨床検査技師というものも含めて足りないということだとすると、そここのところを何らかの形で補っていかなければいけないのではないかという趣旨で、そのためのツールとして何があるかというのが問われている政策課題だと思ひます。

確かに、厚生労働省ではナースセンターをはじめとして、いろいろな手当てを用意されて、進められていることは存じ上げている。ただ、それを進めている、平成30年度でいうと、先行的取り組みの対象となっている岡山県や熊本県が追加共同提案としてこの提案を出してきたということは、恐らくはナースセンターなどの制度でもなお足りない部分があつて、それとは違ふ、もう一つの選択肢を用意してくれませんかというのが多分、今回の提案の流れだと思ひるので、そういう流れの中で御検討いただけないかということである。

確かに人が足りないというのは都市部でもあるのかもしれないが、特に僻地の場合にはおよそないのだとすると、やはり遠くから来て巡回してもらつて交流することによつて、地域のところの質というか、可能性も上がるという側面もあるのではないかと思ひるので、様々な取り組みを推進されていることは存じ上げた上で、その後のもう一つの選択肢というところでの提案だと思ひます。そここのところを、今、申し上げたような前提条件がリアルに出ている前提での提案なので、それを踏まえて御検討いただけないかと思ひますが、いかがか。

(厚生労働省) 結論においては先ほど申し上げたことに尽きると思ひますが、1点補足をするすれば、今、引用して

いただいたように、医師については先行して行っている。ここは我々、今後の現場の声を聞く中での一つの私どもの整理点だと思っているが、医療の現場において、医師の場合はすべからず医療職種の全体の指示者としての位置づけになっている。それ以外、それは明確に医師法の資格の中において位置づけが違ふところをどう考えるか。あるいは医師がそもそもいないところにおいて、医療が成り立たない部分と、看護職員の場合、提案団体提出資料に書いてある現状については、先ほど申し上げたように、いろんな評価もあるため、個々コメントはしないが、やりようがある部分もあるのではないかと思うが、現場においていろんな選択肢を増やすべきだという御提案は受けとめているので、その違いも考えながら我々としては今後検討していきたいと思う。

そういう意味で言うと、実は先ほど申し上げたような3つの形、特に医師がいなくなる。今、医師の働き方改革を今後行くと、地域医療体制の再編、あるいは形を変えるということもそれぞれの自治体において取り組んでいただかなければならない。これはここの議論ではないが、別途、我々は地域医療構想の流れでやっているもので、そういうものを含める中で、こことこの医療職種における労働者派遣という道を通じた確保ということについて、今、おっしゃっていただいたように、選択肢を広げる。一定の懸念事項に対する対策は組みながらという点については、私どもとしては受けとめて検討させていただきたいと思う。

(高橋部会長) これは御検討のときの我々の視点、御考慮いただきたい視点ということだが、今の話だと、医師は医師法上の指示権など、チームの根幹である。そこに派遣があるということは、やはり看護師その他の職種について、医師が常勤というか、派遣でなければ、場合によってはあり得るということもあるのだと思う。ですから、そこら辺はいろいろな御検討の視点をぜひ考えていただいてやっていただきたいと思う。

検討のスケジュールはどうしていただけるのか。労働政策審議会にもかけるとか、いろいろかなりの手続があるというのは理解したが。

(厚生労働省) ここは今日のアヒアヒアを踏まえて、私ども事務局からのサジェスチョンもいただきながら考えたいと思うが、通常、我々、霞が関に在る人間としてみれば、こういう御議論、手続を踏ませていただき、我々も検討させていただいて、年内ぐらいに一定の方向が出て、しかるべき必要な法整備などについては、その先へ進むということであると思っているので、そのあたりのスケジュールは十分念頭に置きながら、できるだけ前倒しをして物事が進めるように取り組みたいと思う。

ちなみに、審議会の話についても少し申し上げたが、通常だと、一定の政府としての意思決定、具体的に言えば閣議決定なるものができた後、それに対して、法令上の手続が必要になった場合にはデュープロセスとして審議会にお諮りをするということかと思っているが、いずれにしても、議論をしなければいけない関係者の方々については、私ども、中で議論をする際にも十分な意思疎通をしていきたいと思いますが、何らかの審議会があるからどうのこうの、スケジュールでどうのこうのということではなく、スケジュールそのものは、部会長が先ほどおっしゃっていただいたように、全体の流れの中で我々としては対応したいと思う。

(高橋部会長) 承知した。ほかはいかがか。

(伊藤構成員) 今のお話は、閣議決定があった後に、必要な手続として審議会等を含めた政策決定、中身を詰めていくというお話だと思うが、分権の議論は年末、対応方針という形で閣議決定されるわけだが、そこで何らかの対応はしていただけるという理解でよいか。そこから、またさらに次のプロセス、例えば労働政策審議会や医療関係の審議会に進めていくというふうに理解してよいか。

(厚生労働省) 御提案を検討するというふうに申し上げている段階なので、余り先走ったことはどうかと思うが、スケジュール感として我々が後ろ倒しをしないという趣旨で申し上げたつもりである。

その意味で言えば、最終的に国として閣議決定で一定の、この国・地方の提案を踏まえた中身の見直しについては、具体的などころまでの検討を我々としては関係者との間で合意を得たいと思っているというか、私どもとして最終的な腹決めをしたいと思う。

その上で、デュープロセスとして、もし法令上の改正が必要になれば、これはそれぞれの法律に基づいて、必要な手続として審議会があるということなので、非常に漠としたことを年末に決めておいて、中身についてはそれ以降ということをお願いしているつもりはない。

(高橋部会長) 具体的実態の把握など、いろんな検討については事務局とよく御相談していただいて、スケジュールもよくわかっていらっしゃるということなので、そういうことを念頭に置きながら作業を進めていただければありがたいと思う。

事務局、そういうことでよいか。

(林参事官) はい。

(高橋部会長) 厚労省もそういうことでよいか。

(厚生労働省) はい。

(高橋部会長) では、何か最後にあれば。

(大橋部会長代理) 多分、地方公共団体からこのような提案が出ているというのは、今、厚労省が進めている施策を現場で進めていく中での実感がフィードバックされているということだと思う。

あと、私が1つ感じるのは、今回出ている意見は、いろいろなものがあるが、やはり切羽詰まっていて、即効性ということが非常に求められている。それからいくと、例えば奨学金を用意して移住を進めますという制度は中長期的には非常に有効だと思うが、なかなか即効性がない。それから、先ほどのナースセンターも理念は非常にすばらしいが、結局は残念ながら救急患者の受け入れ断念などという事態を生んでしまっていて、現場として忸怩たる思いがある。そういうこともあると思うので、切迫感というか、要は現場の置かれている状況を踏まえた上でのもう一つの選択肢ということも御検討いただきたい。補足ですけども、お願いしたい。

(高橋部会長) 検討に当たっては、そういう視点も御考慮くださいという趣旨だと思う。

それでは、大変お忙しい中、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 16：介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 9月中に自治体の意見を聞いた上で、対応を決めるとのことだが、そうすると、2次ヒアリングには間に合うということよいか。

(厚生労働省) はい。9月中には全て終わる。

(高橋部会長) 承知した。何かあれば、どうぞ。

(大橋部会長代理) ぜひ自治体の御意見を伺って前向きに御検討いただきたいと思うが、この問題はやはりかなり理論的なのとか、そういう問題も根っこにあるような気がしている。というのは、介護保険法上の指定があると、生活保護法上の指定が初めて、それによって連動する仕組みとして構想され、指定のところはみなし規定という形で制度ができています。

そうだとすると、その裏返しで、一方にバツがついたのであれば、他方もバツになる。そういう連動が求められるような仕組みではないか。率直にそういう感想があるのと同時に、もし、これが連動しないとなると、それぞれ処分を行うことになると、やはりこれはかなり重い処分なので、手続としてはそれだけ重い手続が必要になる。地方公共団体の方がその制度のために重い手続負担を負わなければいけないというところに必然的に行くことになる。

それと、これが一番よくわからないのだが、実際、介護の指定が取り消されたのに、生活保護の指定が取り消されないまま残ったということになると、生活保護のところでは、利用者が出てきたような場合に、それを受けられるのかとか、受けたときにどうなるのかとかという、難しい問題が出てきてしまう。そこを根元で整理していただければ、そういう問題も回避できる。

たまたま、この提案団体はそういう利用者が出てこなかったということなので、それほど深刻にはなっていないが、何かそういう紛争が予想されることが資料を拝見しているとわかるので、ぜひそういう問題なのだとすることで自治体の方の御意見を伺って対応いただければと思う。

(厚生労働省) 大橋部会長代理のおっしゃることも非常に理解できる。実はこの平成 25 年の改正の際に指定を受けたときや取り消しがあったときは連動するという規定を入れたのだが、停止は入らなかった。停止については、その連動が及んでいないということなのだが、当時の改正の経緯の文書としては特に残っていない。当時の担当者に聞いても覚えていないという状況である。

なので、おっしゃることも理解できる場所もある。また、自治体の意見も、恐らくそういった意見が9月にはほぼ多いのだろうとは思っているが、生活保護の施策については、自治体とよく協議してから決めるというのが社会・援護局のスタンスなので、それを踏まえて決定したいと思う。

(大橋部会長代理) 前回の見直しのときに、この問題については、特に何か積極的に検討して、意図的に残したとか、そういうことではないということか。そこも私はお聞きしたかったのだが。

(厚生労働省) そこは文書としては残っていませんし、また、担当者の記憶にもない。

ただ当時、平成 25 年の改正は、今、思うに、これは民主党政権から自民政権にかわり、生活保護についてはかなり厳し目のことを早急にやれという改正であった背景があるのではないかと、今から思うとそう思

うのだが、ただ、文書としては、ここの部分がなぜ抜けているかをきちんと説明したものはないので、大橋部会長代理にロジカルにお答えできる材料が今はないということは申しわけないと思う。

(高橋部会長) ほかはいかがか。これは調整ができたというか、意見交換が出てきて、方向性がはっきりしたらという話なのですが、一括法にのせていただけることになるということでもよろしいか。

(厚生労働省) これはあくまで法律改正なので、ぜひとも、そうなればのせていただければありがたいと思う。

(高橋部会長) それでは、ぜひ2次ヒアリングまでに前向きな結論を出していただければありがたいと思う。

本日はどうもありがとうございました。

<通番 35：生活保護費返還金等の徴収・収納事務の私人委託（厚生労働省）>

(高橋部会長) 既に国民健康保険料や介護保険料など、ほかのところかなりの部分、コンビニ納付をやっているということなので、そんなに事務的な桎梏があるとも思えないが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 今、部会長がおっしゃったとおりの感想はあるが、今時点で自分の立場ではイエスとなかなか言えないので、そういったことも含めて、よく聞いた上で。部会長の感想はよくわかるが。

(高橋部会長) いや、要は厚生労働省として、自治体には当然に意見を聞かなければいけないが、厚生労働省の評価、法令所管官庁の評価としてはそういう評価でよろしいのでしょうかとお聞きしている。

(厚生労働省) 他部局がどういう評価をしているのか。例えば国民健康保険料や介護保険料でもう認めている以上、それでよいのだと思うが、社会・援護局としては、今回の提案があり、これからまさに検討しますということなので、現段階でそれほど支障があることを想定はなかなかしづらいが、生活保護については、地方自治体とよく協議した上で決めるというのが今までの手続なので、そういった上で決めさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。追加で何かあれば。では、大橋部会長代理、どうぞ。

(大橋部会長代理) ニーズが現場において、どの程度存在するかということの確認は、今度の9月の会議で自治体からお聞きになるということか。

(厚生労働省) アンケート調査でニーズ等について聞かせていただくが、それとまた、実際に制度改正するかどうかというのは、例えばニーズがこれ以上ないとやらないとか、そういったことを別に思っているわけでもない。やりたいところがあるという現実があるので、そういったことで制度改正をするかどうか、自治体の意見も踏まえた上で決めさせていただくということである。

(大橋部会長代理) 今回の提案を見ると、金融機関の窓口が撤退するようなことがあるなど、これからは予想されるところで、そういう現実を前提に、なるべく納付の可能性を広げておくことは必要ではないかということと、提案団体の数が政令市から地方都市まで多く出ていて、実際にコンビニで支払いたい方もいるようなので、そういう需要が確認できるのであれば、コンビニでの納付などは今、一般的にされていることなので、ぜひそういう方向性も開いていただきたいと思う。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、9月によくよく意見を聞いた上で決めさせていただいて、仮にこれをやるとすると法令改正になるので、一括法にのせていただければありがたい。

(高橋部会長) 今の大橋部会長代理のお話も、厚生労働省が調整をするときの一つの視点として踏まえていただきたいというお願いというふうにお受け取りいただきたい。

それでは、2次ヒアリングまでに具体的に調整していただき、我々としては前向きな結果を持ってきていただきたいというお願いをして終わりたいと思う。

どうも、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 42：狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿の管理の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長代理) 出雲市の提案の中で、厚生労働省側の回答は、犬が5年の予防注射の履歴がないことをもって登録頭数から除くのは望ましくないということだが、提案の趣旨は20年以上の年をとっている高齢犬で、プラスアルファで5年、予防注射の履歴がないとすると、かなり死亡している可能性が高いというものである。もう一つの職権削除については、犬の年齢が25という年であれば、大抵、亡くなっていると思われるので、そこで職権で削除した方が、行政の基礎になるデータの信頼性をいつまでも残しておくよりは、正確な管理ができるのではないかという提案で、両方とも同様の趣旨だと思うが、そうだとするといかがか。

(厚生労働省) 厚生労働省側からの回答の注射の5年は例示で書いているというぐらいで、職権消除を認める場合、20年がいいのか、25年がいいのか。これは犬の寿命とか、あと、疫学的な因果関係を含めて検討したいと思っているが、いずれにしても、25歳は結構、犬としては長生きの部類なので、そういったときにまでずっと、職権消除を認めずに残しておくのは妥当なのかという観点で検討していきたいと思う。

(大橋部会長代理) 原簿とかが残れば、行政は管理責任が残ると思う。郵送ではないにしても、メールなり電話なりで絶えず担当者はそれを気にしながら仕事をしなければいけないということで、資源は有限なので、ある程度、集中してやってもらう観点からすると、蓋然性が低いところは切っていただくということを制度設計にあたる官庁において見切っていただくことは必要だと思う。そのあたりのデータを具体的に、犬がどれくらいまで生きていて、普通だったら、25歳だったら死んでいるということを大方は見てもいいとか、それから、5年も何も音沙汰なしで20歳を超えているというものを幾つか取り出していただいて、これも実際にはないという感触であれば、そのようなものも出していただくという形で、管理の幅を実質に近いところに限定していただいて進める方が結果的に目的にかなうのではないかという印象を持った。

(厚生労働省) 問題意識としてはかなり共有できる部分があると思っているので、職権消除を認める場合、25歳とか20歳がいいのかという線引きはその次の段階で検討したいと思う。

(高橋部会長) スケジュール感はいかがか。

(厚生労働省) これは今、この場で示すのは難しいところがあるが、まず、犬の寿命の公式データがない状況なので、そのあたりから調べて、あとは予防接種の効果等を見ながら検討しなければいけないので、短期的には難しいかもしれない。

(高橋部会長) 犬の寿命のデータがないのか。

(厚生労働省) 然り。犬の寿命のデータは、政府統計としてはない。参考として、これは民間団体でしかないのだが、ペットフード協会というところが出したデータ(平成30年(2018年)全国犬猫飼育実態調査)があり、これによると、平均寿命が14.3歳ぐらいになっている。そういうデータしかないので、このあたりはどういうふうの実態把握するかという課題はあるが、いろいろ有識者に意見を聞いたりしながら進めていきたいと思う。

(高橋部会長) 今年は間に合わないということか。

(厚生労働省) そう思う。いつごろかというのは難しい。

(伊藤構成員) 法改正が必要で時間がかかるということか。

(厚生労働省) それよりは中身である。疫学的な観点とか平均寿命の方を含めて考えたい。

(大橋部会長代理) その場合でも、ある程度、年の問題とかがあるし、管理の問題も意見を共有してもらえるのだとすれば、方向性は決めていただいて、あとは詰めるのに時間がかかるとか、そういう話か。

(厚生労働省) 然り。先ほど申し上げたように、方向性はかなり理解できるところがあるので、その方向で考えるが、具体的に線引きの問題があるので、そこは時間がかかるかと思う。

(高橋部会長) 承知した。ただ、時間的に、提案があってからあまり何年もという話だと困るので、そこはしっかり早目に、獣医学会とか、経験的に獣医等が犬の年齢を把握していると思うので、そういう意味で、いいかげんな線引きをしてくださいとはお願いするつもりはないが、なるべく早く作業を進めていただければと思う。

(厚生労働省) 先ほど申し上げたように、検討する意向はあるので、指摘を踏まえながらしっかりやっていきたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) これは管理の登録の話とかも、統計というか、統計データをきっちり押さえるという前提でできている仕組みで、先ほどお話を聞いたところによると、犬の頭数とかも把握されていないということだとすると、ベースになるデータのところをきっちり押さえるところを踏まえての改善が求められているのかなと思う。

(厚生労働省) 犬の寿命に関する統計データは把握していないということであり、犬の登録頭数はもちろん押さえていて、あと、予防注射頭数も押さえているが、寿命はわからないということである。

(高橋部会長) では、そういうことで、ぜひ作業を急いでいただいて、閣議決定の際には具体的な方向が出せるように、事務局とよく調整していただきたいと思う。

<通番6：障害児通所給付決定の有効期間の見直し(厚生労働省)>

(高橋部会長) まず、実態を把握されるということで、実際、18歳までどの程度継続支給されているのかという点について、少し実情を把握していただきたいと思うが、それはどのようなスケジュール感でやっていただけるか。

(厚生労働省) まだ具体的なスケジュールを立てているわけではないが、例えば新規に通所給付決定を受けた保護者が1年後や2年後に引き続き通所給付決定を受け続けている例がどの程度あるのかということについて、現時点での私どもの考えとしては、来年度の調査研究事業の中で実情把握をしてはどうか。そのように考えている。

(高橋部会長) 今年結論が出ないということか。

(厚生労働省) 然り。今年度、調査研究事業の関係の予算が既にないため、当該案件の調査をかけることが難しいと思っている。

(大橋部会長代理) どの程度継続して給付を行っている例があるのかを確認するというのであれば、実際に共同提案の団体も複数出ており、それほど悉皆でやるような調査が必要なのか。刻々と変化する、毎年やらなくては対応できないような領域であったら、先に述べられた、理念どおりの運用で良いと思うが、そうではなく、最初に給付決定をし、ある程度固定しているということを幾つかのサンプリング調査から聞き合わせをし、そのような方向性が見えれば、御確認いただけるのではないと思うが、そのような簡易な調査では進めないということか。

(厚生労働省) どこまで悉皆的に調べるかということころは、私どもとしてもこれから熟考しなければいけないところだろうとは思っているが、いずれにしても、まだ具体的な調べ方の設計まで至っていない。

(大橋部会長代理) 恐らく提案団体も、いいかげんに固定しろということではなく、常時仕事の中で6カ月ほどの間隔でモニタリング等を的確に行っており、変化があれば変更手続を、延長後でも行う用意はあるが、現状では必ず1年ごとに申請及び決定手続を恒常的に行わなければならないため、それをもう少し、3年等の枠の中で、変化があれば対応するというシステムの中でやりたいという提案である。新規案件が増加する中で、1年ごとの申請処理が大変だということを御確認いただければ、そもそも限りある現場の資源をどう配分していくかという問題もあるので、当該提案もそれなりの合理性はあると思うので、その点が確認できれば判断できるような項目ではないか。それを研究事業という形で1年かけて悉皆的にやらないと解が出てこないような問題なのかなというものは多少不明である。

(厚生労働省) いずれにしても、どのような形で実情把握をするのか、これから私どもとしても考えさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) これは、支給量は大変事細かく決めることになるのか。

(厚生労働省) 支給日数、支給の上限日数等を決めるものであり、これは子供でも大人でも決めているため、ホームヘルプサービスや短期入所等、多様な種類のサービスについての支給量を決めているということである。

(高橋部会長) 大人も1年なのか。

(厚生労働省) 大人の場合は、3年というサイクルで決めているものも、1年で決めているものもある。それはサービスの種類によって、比較的短期間にサービス量が状態像に応じて変化し得るものについては1年、それ以外のものについては3年という形に大人のほうでも運用している。

(高橋部会長) 今、大橋部会長代理が述べたように、変更の手続は当然あり得るということは予定した上で3年という話であり、それらを踏まえて検討していただければということと、これは自治体に聞き取り調査はできないのか。アンケート等では無理なのか。

(厚生労働省) 基本的には支給決定の状況を聞くということなので、調査対象は自治体が想定されるため、その点を考慮し、どうできるかということである。

(高橋部会長) 悉皆的にやらなければいけないという話でもないと思う。

(伊藤構成員) 例えば自治体の担当者を集めた会議のような場で、こういう問題意識があるのだが、感触としてでもいいのだが、延長してはどうかという形の聞き方はできないのか。

(厚生労働省) 恐らく、多様なやり方はあり得ると思う。結局、どこまで整理をして説明できる中身として聞くかということだろうと思う。

(大橋部会長代理) 本日午前中にヒアリングを実施した他の提案については、やはり同じように市町村等の自治体の意向を聞きたいという御意向が示され、秋口に、先ほど伊藤構成員が述べたような会合があるので、その場で提出し、その様子を踏まえて年末、あるいは2次ヒアリングのときに回答するという対応の仕方もあった。

そのような機会があれば、そこで聞いていただければ、現在の相場観ではないが、自治体の方の感触はそちらでも把握できるのではないかという気はする。

(厚生労働省) 府省によって、そのような自治体を集めての会議のタイミングは様々あると思うので、厚生労働省の場合は毎年、大体1月ぐらいに都道府県の部長レベル、3月ぐらいに課長レベルの会議を招集してやっているのが通例であり、この後、そういう機会は恐らく予定されていないだろうと思うが、いずれにしても、調査の仕方であり、様々検討したいと思う。

(磯部構成員) この提案の方向性や問題意識を共有していただけているかということの再確認なのだが、御家族の方等の申請の負担も小さくはないと思うし、形式的に、一律に1年や3年というものが良いわけではなく、当該児童に見合ったニーズを適時適切に見直してきめ細かく対応していくことを可能にしたいということについては、ぜひ厚生労働省としてもそういう制度で運用ができるようにしていきたいという方向で御理解いただいているのか。

(厚生労働省) 状態像に応じた形でのサービスの支給・提供ができるような支給決定を適時適切にやっていただきたいというのが基本にあり、その上で、ある意味、ナショナルミニマムとしての保障として、最長で1年という形で現状は上限を決めているわけだが、そこを実情と照らし合わせ、どう判断するかということだと思う。同じ問題意識を持っているとは思っている。

(磯部構成員) 申請を毎年しなければいけないということも大変だと思うし、機械的に必ずそれに応じなければいけない自治体のリソースの使い方についても、当該提案があったということで深刻に受け止め、前向きに考えていただきたいということくれぐれもどうぞよろしくお願いしたいと思う。

(高橋部会長) 私も東京都の不服審査会で障害等級認定の不服などをよく見る。事務的にかなりの負担である。障害等級認定等、この種の医学的な判定を受けるのは負担なので、そういう意味では、確かにナショナルミニマムという話はあると思うが、磯部構成員が述べたように、申請者側と審査する側の負担との割合で1年が適切なかどうかということはどうも一度、実情を踏まえて思慮いただければと思う。

2次ヒアリングまでに何が考えられるのか、御検討いただければと思うので、何かこうやるというものを出しただけなのが非常にありがたいと思う。ぜひ、そこは前向きにこうやるということ、調査、実態把握を御提示いただければと思うので、よろしくお願いする。

＜通番7：児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し（厚生労働省）＞

(高橋部会長) 児童指導員や保育士が有する発達支援のスキルというものは、具体的には何を想定しているのか。

(厚生労働省) これはまさに心身の発達というものに依拠して、様々な能力を一つ一つ身につけていく。端的に一口で申し上げるのは難しいものだと思うが、まさにそういうことをするために様々な知識・経験を求めている職種と理解している。

(伊藤構成員) 現状、この員数換算で算入している児童指導員又は保育士というものは、例えば医療的ケアに関するもの等、特に障害に関する知識や経験は求められているのか。

(厚生労働省) 医療的な部分をそれほど求めているものではないと思っている。

(伊藤構成員) では、児童発達支援に関して、何か特別な研修を受けなければならない等、この保育士という資格に加えて何か求めているということはあるのか。

(厚生労働省) 児童指導員の資格について、児童福祉施設の職員養成校の卒業や社会福祉士の資格を有する等、幾つかの列挙されているものがある。そういったものの中で、例えば高卒後2年以上、児童福祉事業に従事したというものも一つとしてあり、小学校、中学校等の教員資格も一つの類型であり、また、3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者も児童指導員と認められるとなっている。

(伊藤構成員) 今回この質の確保という面で、例えば看護師を入れるとなると、保育士又は児童指導員の数が減るという御懸念があるが、実質はかような形で児童指導員や保育士が、資格さえ持っていれば大丈夫と私は話を伺って理解したが、それよりもむしろ医療的ケアや障害等の発達の問題に関して、様々な知見がある看護師は恐らく存在すると思う。その部分で質の確保という面は恐らく御懸念のほど低下するとは感じられないが、その点はいかがか。

(厚生労働省) 看護師が様々な能力を持っていることはもちろんそのとおりだと思うが、基本的に看護師の養成課

程では医療面のケアを学んできており、発達支援の場面では、医療的な側面以外の様々な側面、多様なものを包含している。

また、特に医療的なケアが必要な者については、医療型という形であえて分けており、医療型では看護職員の配置を必須とすることで体系分けをしているため、医療的ケアの必要な子供の数が少ないいわゆる福祉型について、あえて看護師の配置を強く求めていくことは、最低基準として適切ではないのではなかろうかと。

(高橋部会長) 最低基準ではないと申し上げているので。

(厚生労働省) それはそのとおりである。従って、もし仮に医療的ケアが必要な子供が入ってくるような場合には看護職員配置加算を活用していただき、それに応じた報酬を得ていただくことができる仕組みにしているところである。

(大橋部会長代理) しかし、例えば現行でも機能訓練の担当職員というリハビリの専門家は、員数の中に含めているわけである。そうであれば、同じような発想で、看護職員を員数に含めることはさほど飛躍があるとも思えない。さらに、現状確かに代替施設があるという話だが、この医療型の児童発達支援センターというものは全国での活用事例として、やはり人口がある程度密集した都市部で利用される形態なのではないか。本当に人口過疎地でも使えるような仕組みになっているのかどうか。

それから、例えば加算が先ほどから代替であるという話だが、加算の仕組みも、該当する児童が現れてから看護師を探してということを受け入れても、その加算が実際につくのは次年度からとなり、支払いは年度末ということになると、事業者からすれば相当後に遅れて支給がなされるということ等を考えると、これは必ずしも使いやすい仕組みにはなっていない。

そうであれば、この加算が遅れたり、先ほどのセンターが大都市型のものであるということからすると、地方にある都市では代替手段は自分たちのところにはないという前提のところでは医療的ケアが必要な子供が入ってきたときに、これを何とか受け入れるために、職員1人を看護師代替してもらえれば対応できるため、それをしたいという新しい選択肢が出てきているわけである。需要もあり、先ほど述べられた対応策で必ずしも対応できていないところがあって、さらに保育所では看護師を1人に限って保育士とみなすという代替の運用もされているわけであるから、保育所ですべての運用をここでも行うことはさほど飛躍があるようなこととは思えず、その前提で出ている提案だと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 看護職員配置加算を取りにくいということは、現場から話があったため、必要な実績を積み上げていく期間を短縮し、配置加算を取りやすくする運用の改善を既に行った。改善を行う前時点だが、今年の2月の時点で6,000人を超える子供たちが、この配置加算の対象になっている。

また、機能訓練の職員のことが話に出たが、機能訓練担当職員は児童発達支援センターで機能訓練を行う場合には必ず置くこととされている。ただ、一般に機能訓練を行う時間は発達支援全体の中で見ると限られた時間帯になってしまうため、この職員を機能訓練を行う時間帯に配置するためだけに雇用することが困難な場合もあることから、員数に含めるということをあえて可能にしており、基準上必置とされていない看護職員について、これと同じような取扱いをするのはやや違うのではないかと考えている。

それから、看護師についての保育所の話があった。保育所における保健師や看護師の取扱いについては、歴史的な経過になるが、昭和52年に乳児保育指定保育所制度というものを設けて、9人以上の乳児を保育する場合には看護師又は保健師を1人配置するというのを、この指定保育所には義務づけたということに端を発している。その後、ゼロ歳児保育の需要の増加があり、平成10年にこの制度が廃止された際に、それまでの義務づけを緩和する趣旨で看護師や保健師を保育士とみなして配置することができる。ゼロ歳児の場合には保育士が3対1の割合で必要なため、そういった指定保育所になっていたところの状況を鑑みたときに看護師等の配置が義務づけられていたということからの移行措置であり、そういったことでの対応ということで理解している。保育所についてはそういった経緯があるわけであり、この福祉型児童発達支援センターとこれと同じように考えるのは必ずしも適当ではないのではないかと考えている。

(高橋部会長) 今の話だが、確かに制度の発足はそうだと思うが、実際上の保育所の運用の中で、場合によって4人以上の大規模については1人に限って保育士とみなすことが、保育の需要を満たすため若しくは地域の様々な運営者の需要を満たすために有効であるということでこのように定着してきたのだと思う。その意味では、今回の御提案についても、ある程度の大規模なところであれば場合によっては1人に限っては看護師について配置を認める。つまり必置ではなく、選択として認めて、保育士と看護師と児童指導員がチームになって、互いの専門性を補完し合いながら運用するやり方もあるのではないかと御提案だと御理解いただいて、やり方が

様々あると思うので、制度化に当たっては御検討いただく余地はないのかどうかということ再度お聞きしたい。

(厚生労働省) この平成30年の報酬改定の前、この看護職員配置加算というものがなかった時代であれば、今述べられたような趣旨のことを考えていく上で、何かしらこの代替措置等を考える持っていき方もあるいはあり得たかもしれないが、やはり現在、最低基準というものはきちんと児童発達支援についても担保した上で、看護が必要な子供が入ってきたときには加算で対応する体系が報酬の中でできているため、そういった報酬の体系に合わせた運用をしていくのが一番、子供たちのためになると私は思っている。

(大橋部会長代理) 加算対応というものは、児童が相談窓口に来て、当該ケア児がいるということがわかってから施設が対応するときに、その年度からその支払いはされるということなのか。

(厚生労働省) 1人目を受け入れるときには、まさにその月から加算がつく。

(大橋部会長代理) 例えば受け入れの相談があった場合に、相談後許可が出てという手続を踏むことは必要なのか。

(厚生労働省) 今、相談を受けてというプロセスからお話いただいたわけだが、結局、現にその子供が児童発達支援のところに通ってきていて、なおかつ、そこに現に看護職員が配置されているという状態が生じたその月から加算がつく。

(大橋部会長代理) しかし、それは既に体制が整っているところで、そこから支払われるわけだが、このように最初はそういった体制が整っていないところに相談が来たときに、そこから看護師を探して、その後に手続をしてということになると、やはり時間差が生まれるのではないのか。

(厚生労働省) 今まで医療的ケアの必要な児童を受け入れていなかったところに新たにそういった児童が入りたいという御相談が仮に親御さんのほうからあって、では受け入れ体制を整備するために、何月から看護師を配置できるように募集をかけましょうという形で募集をし、募集どおりに看護師の確保ができたなら、子供が通ってくる。その月から同時に加算もついて、報酬が請求できる。そういう体制になるわけである。

(大橋部会長代理) しかし、看護師はそれほど見つけるのは簡単ではないので、相談後に探し始めて、本当に予定調和的にいくかどうかという問題があり、恐らくこの提案団体のような形で、職員の中に看護師を1人入れていいという前提であれば、あらかじめ準備をした上で平常の体制を保ちながら受けることができるということで、柔軟に対応できるようなことにならないのか。

(厚生労働省) 看護職員の確保というものは、当然多様なケース・バイ・ケースだと思うが、そもそも、入ってきた子供のニーズに合わせた形で職員の体制を作り、それに合わせた報酬を払うのが原則的な組立て方だと思うので、それに沿ったやり方をすべきものだと思う。

(高橋部会長) 今のお話はよくわからない。つまり大橋部会長代理が述べたのは、急に相談が来た場合に、ともかく体制づくりは大変なので、まずは広域的に、例えば市に福祉型が4つあり、偶然医療型がない場合、当該福祉型のいずれかに看護師を一旦常置し、市内で医療的ケアの必要な方が出てきたときにはそこに入れてもらうという、即効性がある体制をとりたいという話なのだと私は思うのだが、それは無理なのか。それだと加算型ではなかなか対応できないと思う。つまり、何が何でもとにかく機械的に代替しろという話ではない。

(大橋部会長代理) 手続を含めて、加算型の使い勝手が悪いという意見も聞いているが、申請手続の処理が本当にスムーズに使えるような形になっているかどうかということも、代替手段として考える上でポイントになるのではないかと思う。

(厚生労働省) 恐らく運用改善をする前には、使い勝手が悪いという話は様々あったと思うが、そこは既に相当改善されていると私どもは認識している。

(高橋部会長) とにかく、かような人員規制の全国一律機械的という話は常に問題となるため、柔軟性をもって、地域の独自性の中で地域の需要及び自治体の行政体制に応じることが可能となる柔軟なやり方を認めてほしいという話だと思う。とにかく機械的かつ一律に必置規制として看護師を必ず入れるという話でも、保育士を減らせという話でもないのだから、そこは少し柔軟に御検討いただければありがたいというのが我々の願いである。

(厚生労働省) 当然、様々な御議論はあるだろうとは思いますが、この児童指導員や保育士、障害福祉サービス経験者の配置基準で定めているものは、障害児の数が10人までのものであれば2人以上で、その先は5人を加えるごとに1人という形で、基準からいってさほど厳しい基準を定めているとは思っていない。逆に、これ以上欠けてしまったときに、本当に発達支援できるのだろうかということが正直心配になるような配置人数だと私は思っている。

(高橋部会長)であるから、大規模型のところに集中的に看護職員が1人代替できる体制は考えられないのか。つまり、ぎりぎりのところを全部機械的に抜いてくれと言っているように提案は見えるかもしれないが、実行するときにはその辺のバッファを持った実現可能性がある検討は当然我々も排除しない。そういう意味で、例えば大規模型に限ることで、現時点では医療的ケアの需要がない場合であっても、地域の拠点のところに看護職員を置けるようにしてくれとか、そこは、実現するためには検討の方向性は様々あると思う。そういう御検討もできないというのは、我々としてはなかなか納得できない。

(大橋部会長代理)これは本当に、この提案を受け入れたら欠けることになるのか。保育士で数えているところを看護師に替えるという話である。私は個人的に見たら、よりデラックスにする提案であり、人探しの観点ではより難しいことを自治体でやろうとしているわけで、それで本当に保育士を看護師に替えたら質が欠けるというだけのことをここで保育士に要求しているかということ、先ほどから内容を聞いてみると、そこまでのものは要求されていないような気がする。むしろ看護師が代替して質が下がるよりは、医療的なことを様々聞けるような相棒が1人増えることで、デラックスなものを作るということになるのではないかと思う。であるから、今ある普通の標準型と、先ほど述べられた加算型とか医療型センターとの間に、今あるものを一部改善したプラスアルファ版みたいなものを作りたいという話で、これは質を下げる方向での提案内容では全然ないと思う。むしろ一部ここを補強して、こういう地方の都市でも数少ない資源を活用し、今ある需要に応えたいというもので、機能面から見て、どこが落ちるといように考えるのか、私は先ほどからずっと話を聞いていてわからない。本当にこの提案で、代替することで質が下がるのか。私は下がるよりは、むしろ上がる部分のほうが大きいのではないかという印象を持っていて、そこは恐らく、提案団体も同じ気持ちで出しているのだと思う。

(厚生労働省)先述の話にあった、ある一定規模のところで考えたときには、児童指導員等の確保が困難な事情は通常起こりえないのではないかと思うし、看護の必要な子供が入ってきたときには、看護の職員を配置し、それに見合う報酬を払う形を用意するのが基本的にはオーソドックスなやり方なのではないかと私は思っている。

(高橋部会長)であるから、繰り返しになるが、医療的ケアのスキルを持った看護職員は地域にさほどいないのではないか。それほど潤沢にいるのか。即座に調達できるような人材なのか。

(厚生労働省)それはまさに、事情は地域によって様々だろうと思う。

(高橋部会長)だから、そのところの地域の事情を踏まえて、それらを受けとめられるようなフレキシブルな基準を考えてくれないかというお願いをしている。

(厚生労働省)最初に入ってくるときの状況を考えれば、確かに入ってくる時に応じた形で看護師の募集をかけなければいけないかもしれないが、その子がまた翌月にはいなくなる等が必ずしも想定されるわけではなく、基本的にはしばらく何年か通うことが想定されるわけであり、さほどついたり剥がしたりということが頻繁に出てくるということでは実質上はないのではないかと思う。

(高橋部会長)だが、転校や親の転勤がある可能性があるではないか。

(厚生労働省)もちろん、それはある。

(高橋部会長)ゆえに、それらを考慮して様々なお願いをしたいということである。もう膠着状態だが。

(磯部構成員)看護師にしたらずらデラックスになるかどうかということも、もちろん全く否定されるものではなく、むしろ多様な職種で、かえって療育の質が上がるのではないかというのは繰り返し伊藤構成員や高橋部会長も述べられてきたことで、そういうアイデアももちろんあると思うが、片方で、児童指導員等はそれほど難しい資格を要求しているわけではないということも述べられていて、では、どのぐらいの質の確保の仕方を考えていらっしゃるのか、ちょっと実態を伺いたい。

これは資格要件として、幼稚園や小学校の教諭免許を持っている人や社会福祉士等だけではなく、例えば社会学を履修した者と書いてある。この社会学についても多様であり、今は全員が教育社会学等を履修して、子供のことや発達等を勉強しているわけではなく、余り関係ないようなものや、マスコミュニケーション論ばかりやっているようなところ等、様々な社会学がある。その中で社会学を履修している人は、療育、ここでの児童指導員としてふさわしいということさらには選抜してクオリティーを維持することをされているのか。それとも、学士(社会学)というものを持っていれば誰でもいいという扱いなのか。

(厚生労働省)要件として定めているのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で列挙しているとおりのであるが、結局、現場でやっていく上では当然、実務経験を積み、様々な研修会等での多様な知識を得て研さんをしていくものである。それは継続的に質は高めていく努力をしていく。これは当然である。

(磯部構成員)しかし、要件として要求しているのは、どのような内容でも学士(社会学)をとっていただくと

いうことか。

(厚生労働省) 今述べられているのは恐らく第4号の規定だと思うが、学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者という規定があり、これはこれ以上でも以下でもない。そのため結局、要件として定めている外形的なものはこういうことだが、その上で絶えず質を高めていく努力をしなければいけないのが現場の職員だと思う。

(高橋部会長) であるから、それは看護師も一緒だろうという話だ。

(磯部構成員) そうである。そうなるのではないかと思っているのである。

(高橋部会長) 磯部構成員の話もあった。この場で様々申し上げたので少し互いに生煮えなどところがあると思うが、一度互いに頭を冷やして整理し直し、ぜひ2次ヒアリングまでに少し論点を整理した上で、さらに提案内容についてお願いをするという方向で御検討いただきたいと思うので、そこはぜひよろしくお願ひしたい。

<通番8：放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 調査研究はどのような形でやっているのか。

(厚生労働省) 事業者に委託をし、今、その調査票づくりをさせていただいているところである。

(高橋部会長) これを担当自治体に全部送るということになっているのか。

(厚生労働省) 自治体と、放課後等デイサービスをやっている事業者に送らせていただく予定である。

(高橋部会長) 承知した。細かいことを聞くが、どのぐらいの予算か。

(厚生労働省) 正確な数字はわからないが、約1,000万円程度ではないかと。

(高橋部会長) 承知した。これは調査していただき、10月末にしか結果が出てこないということだと思うので、2次ヒアリングが10月頭であるため2次ヒアリングには間に合わないのでは、これは何か別の形でやるしかないだろう。事務局は、そこはどう考えるか。

(末永参事官) ヒアリングに間に合わせていただければありがたいが、もし、そのようにならなければ、また事務局で調整をさせていただいて、部会長初め構成員の皆様にも共有させていただきたい。

(高橋部会長) 場合によっては、都市計画のときにやったような、公営住宅でもやったが、追加でヒアリングを実施するのもありということだと思う。

(末永参事官) そのようなことも含めて検討させていただく。

(高橋部会長) そこはよく事務局と相談させていただいて、閣議決定でとにかく結論を得てという話になっているので、私どもとしても必要な意見を申し上げながらやっていきたいと思う。そこは協力のほど、よろしくお願ひする。

(伊藤構成員) これはまだ仮定の話だが、仮にその調査で全国的に見て、ニーズがかなり高いということだとか、あるいは事業所というか、各種学校で、専修学校等でも、ある程度受け入れができるということになった場合には、それらのニーズ等に応えるためには、どういう手順になるのか、今の時点の見通しを教えてください。

(厚生労働省) そこはまた調査結果も見た上で考えなければならぬが、仮に対象児童を拡大するというに持っていった場合には、法律上の規定ぶりと兼ね合いもあるので、法律の改正もしなければいけないだろうと思っている。

(大橋部会長代理) 法律の改正になると思うが、現行法では対象が学校教育法第1条に定める学校と定められていて専修学校や各種学校が入っていないということが背景にあっての提案で、もし提案が実現すればそこを広げることになると思う。お聞きしたいのは現行法の立場なのだが、現行法でいわゆる1条校を対象とするというように定めたときはどういう趣旨でここに限定したのか、何か強い意図なり、何か政策趣旨があって、ここに定めたということがあるのか。そこを教えてください。

(厚生労働省) 昨年、この場で少し説明させていただいたが、もともと放課後等デイサービスというものが学校教育の中で、教育を受けるといふことと連携をしながら、色々な生活上のスキルを身につけることを放課後の時間でやっていき、学校教育と放課後のそういった生活上のスキルを身につけることがセットになって、子供の発達を促していく。このような狙いで始まっている。

そういったことから、各種学校等のさまざまな実態があるだろうと思うが、もう少し様々な、職業教育的なものであったり、もっとより子供の発達段階というよりも、もうちょっと進んだ段階の教育をされたりしているような中身のところもあるのだろうし、そういったところと連携した形がうまく、もともと想定していたような放

課後等デイサービスというものの中身がうまくできるのだろうかというところも議論としてはあったのかなと思う。

そういったところが最初に1条校に限定した形で規定したところの背景ではないかと思っているが、いずれにしても、実態を見る必要があるだろうと思うので、調査結果を見てしっかり考えたいと思う。

(高橋部会長)では、そこはうまくかみ合うような形で作業を進めさせていただきたいと思う。協力のほど、よろしく願います。

<通番9：障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用に係る施設基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長)まず、今の作業の工程表みたいなもの話であるが、年内に、まず多様な加算の整理をする。関係性を整理するという話だったと思う。

(厚生労働省)年内にと申したのは、障害児入所施設の在り方に関する検討会のまとめを年内にさせていただきたいと思っている。つまり、障害児入所施設というものが、そもそもどういう役割を果たすべきなのか。それで、どういう機能を備えているべきなのか。そういった、そもそも論のところをきちんと整理し直すということを今、やっている。

それをまず年内にまとめていただいた上で、年明け以降に、今度は、次の令和3年4月の報酬改定に向けて、では、そういった機能を最大限うまく発揮できるような報酬体系はどうしたら良いだろうかという議論をさせていただこうと。そのような進め方をしたいと考えている。

(高橋部会長)令和3年4月に改定するために、いつぐらいまでに結論を出すのか。

(厚生労働省)令和3年4月の報酬改定で、結局、どのぐらいの改定率を確保するかということが予算上セットされるのが令和2年末の時点で令和3年度政府予算案の決めがあるので、その時点で改定率が決まる。それで、改定率の中でぎりぎりどこまで単位数として張りつけをできるかどうかということが年明けに決まっていく。そのような段取りである。

(高橋部会長)令和2年の年明けに大体の具体の方向が出るということか。

(厚生労働省)令和元年の年末までに、この検討会の結論をまとめる。

(高橋部会長)それで、令和2年の末の予算で大体の改定率が出るので、その改定率をどう張りつけるかという話が年明け、令和3年の年明けという話ということか。

(厚生労働省)然り。

(高橋部会長)では、そこまで具体に出てこないということか。

(厚生労働省)もちろん、報酬改定の中でのいろんな、どういうメリハリをつけていくのかみたいな議論は来年以降、いろんな形でさせていただこうと思っている。

(高橋部会長)令和2年までには、ある段階で結論が出るということで良いか。

(厚生労働省)ですから、予算がセットされるのを待たず、いろんな議論を積み重ねておかなければいけないと思うので。

(高橋部会長)承知した。では来年、具体の話が出るということで良いか。

(厚生労働省)然り。今年中の検討会のまとめを受けて、どういう方向に見直していくのかということは恐らく来年、まさにいろいろ議論をしていく。

(高橋部会長)来年の8月には出ているということか。

(厚生労働省)ちょっと、そこはまだ、どんな進め方になるか、はっきりとは分からない。

(高橋部会長)8月と言ってしまったが、大まかに言うと来年度あたりということである。スケジュール感を聞いたが、それを前提に議論いただきたいと思うが、いかがか。

(大橋部会長代理)検討会でこういう障害児のためにどういう機能が必要なのかというサービスのことについて、そもそも論からまず出発するという話があったが、そこから先、具体的にどういう制度設計をして、どんなようなものに片づくかというところだが、重度障害児支援加算費という形で仕組みをつくられていて、それについての提案が出ているので、制度設計されるときには、今回出ている提案のようなものも現場から出ていることを踏まえて検討いただきたいと思う。

その時に、先ほどおっしゃったように、定員20名程度の建物というか、施設を造ってくださいというのが基礎にあり、先ほどおっしゃった小規模加算というものは、この施設を造った対象事業について、小規模でやったら、

さらに加算しますという話か。施設をある程度、一定規模で造るということを前提にしての制度設計のように聞こえたが、今回の提案はそのところを、そういう施設を前提とするのではなくて、もう少し小規模でやるようにしてほしいという提案だったと思うが、そのところは考える余地があるということか。

(厚生労働省) 今回の提案が小規模グループケア加算との関係をどのように考えて提案されたものかというところは正直、私どもとしても分からないが、小規模グループケア加算については、この中で入所定員は4人から8人までとするという形で、要するに少人数のまさに家庭的な雰囲気の中でケアをしていくことを念頭に置いたケアの仕方を評価する。そういう加算なので、20人という、ある程度大きな人数の固まりというよりは、より小さな単位でのものを評価する加算である。

(大橋部会長代理) それは、専門建物は前提としないということで良いか。建物なしで、4～8名の人が集まっているところにサービスを提供していれば、それを対象事業にするという事業なのか。

(厚生労働省) 先ほど申し上げた4人から8人という人数の要件であったり、あるいは一人当たりの床面積の7平方メートル以上という要件はあったりするが、必ずしも専用棟でなければならないという要件にはなっていないだろうと思う。

(大橋部会長代理) そうすると、専門建物は要らなくて、居室の階数についての制限とかということもなくて、4～8人くらいの規模であれば対応できるということか。

(伊藤構成員) 小規模グループケアというものは、虐待を受けた障害児等が前提の話だと思う。今回の提案は重度障害児に関することだと思うが、重度障害児に関しては既存の基準がかなり大規模であることを前提として加算をする。他方で、現在の小規模グループケアに関しては人数がかなり少ないほうに関して加算するというところで、提案団体としては、この重度障害児の施設に関して、より小規模なケアをしたいということなのだけれども、現行の重度障害児に関する基準では加算は認められない可能性が高いので、そこを何とかしてほしいということである。先ほどの話だと、障害児入所施設に関する在り方について、今後検討するということの中に、重度障害児の現在の基準に関する見直しも含まれるのかどうかということを改めてお伺いしたい。

全体として、小規模化するとか、家庭的な雰囲気の中でケアするという方向性は、いろいろな領域で進んでいると思うし、今回の障害児入所施設における小規模グループケア実施要項にも現れていると思うが、ただ、この重度障害児専用棟を設ける等の基準、重度障害児を受け入れたことによる報酬の加算については、やはり全体の小規模化という流れとは違う基準がまだ残ってしまっているというのが今回のこの提案団体の問題意識なので、そこもトータルに含めて、今後、在り方検討会で報酬改定を見据えて検討されるということなのかというのを再度確認させていただきたい。

(厚生労働省) 検討会は報酬の中身を検討する場ではないので、より大所高所からの議論をいただくことになるだろうとは思っている。なので、そういった大所高所からの議論というものを受けた上で、具体的な報酬体系として、どういうふうに落とし込むのが適切かという議論をその後、していきたいと思う。

(末永参事官) 提案団体の趣旨を改めて申し上げたいと思うが、全体論として小規模グループケアというものを国として進めておられる流れの中で、小規模グループケアをやっている中で重度障害児の方を受け入れ、かつ重度障害児支援加算を受けようとする、専用棟を設けたり、定員20人以上、1階に居室を設けなさい。そういう規制があるので、小規模グループケアをやりながら重度障害児を受け入れようとする、結局、加算が受けられないことになるというところに問題意識があると承知をしている。

(伊藤構成員) 大所高所でこれから検討されるときに、重度障害児を受け入れた場合の加算についての何か基本的な考え方が、今は小規模グループケアという方向と矛盾しているというふうに提案団体はおっしゃっているので、その矛盾がないように、全体として小規模グループケアをやり、かつ重度障害児の方を受け入れても加算が認められるような方向性で検討いただくということになるのか、ならないのかという見通しについて、少しお伺いしたい。

(厚生労働省) 具体的な方法論はともかくとして、小規模のケア、少人数でのケア、家庭的な雰囲気の中でのケアを進めるということも求められているし、重度の障害児を受け入れたときに適切なケアを受けられることもまた実現しなければならない。どちらもやらなければいけないことだろうと思うので、それを施設基準みたいなものに当てはめたときにどうすべきかという議論はまたいろいろな角度からしておきたいと思う。

(大橋部会長代理) ただ、それを施設基準という形で入れると、やはり地方公共団体としては、そこで一気に使い勝手が悪くなるというのが今回の提案なので、制度設計するときに、その重度の人を面倒見ましょう、小規模の方向も進めましょうというときに、それをうまくするときの条件づけとして、こういう専用の建物とかという形

ではない選択肢も用意していただけると受けやすいというか、そういう提案だと思う。

(高橋部会長)そこは専用棟が望ましいとか、大規模に受け入れたほうがいいのか、1階に必ずなければいけないとかというのは少し。この施設の在り方の検討会の中では議論の対象にはなり得るということか。我々はそういうお願いをしているということで、それを踏まえて、分権からこういうことを言われていますが、それについてどうお考えでしょうかということも議論していただけるといいことではないか。

(厚生労働省)今後の検討会での議論の中で、こういった提案があったということはまた紹介をするということは考えたいと思う。

(高橋部会長)そこはぜひ、分権からこういう提案があったというか、実際の現場からこういうニーズが出てきたということも踏まえて検討いただきたいと思うので、そこはよろしくお願ひしたい。

あと、10月のヒアリングまでには、その反応というものは出てこないか。難しいか。

(厚生労働省)ちょっと難しいのではないかなと思う。

(高橋部会長)承知した。無理やりとは言わないので。

そこで今後、この作業日程の中でどういう書き方になるかというのは事務局とよく相談ください。

それで、我々の問題意識は承知いただけたか。そういう意味で、小規模化を進めたいときに重度を受け入れようとしたら、こういう基準になっていて、例えば1階でなければいけないというのも、豪雪地帯ではどうなのかという話もあるので、そういう意味ではそこら辺も含めて、いろいろ施設についての現場の声もあるということを紹介いただきたい。よろしくお願ひしたい。

では、そういうことで、引き続き協力のほどを、事務局はそれで良いか。

(末永参事官)承知した。

(高橋部会長)どうも、お忙しいところ、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番 22：地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化（農林水産省・経済産業省）>

(高橋部会長)具体的なものを通知でお出しただけということだが、まだ少し抽象的で、実際に計画を立てるときには、これで本当に同意してもらえるのだろうかとか一般的には自信が持てないところもあると思う。何か事例集みたいなのを出していただくことはあり得ないのか。

(農林水産省)事例について、これは地域未来投資促進法においても、あるいは農村産業法においても、今回、加東市がお困りになっている事例、要するに既存の工業団地なり工業用地を拡張したケースで農用地区域を開発用地として選定している事例もあるため、そういう例をお示しすることはできるかなと思う。しかし、これは具体的に企業を誘致する話になるため、余り細かいところまで出せるかどうかという問題があることから、その辺はよく自治体なり、あるいは経産省のほうと相談させてもらった上で対応を考えたい。

高橋部会長)既に同意つき協議で計画できている事例だと思うが。

(農林水産省)然り。

(高橋部会長)そういう事例は既に公になっているのではないか。

(農林水産省)然り。ただ、例えば具体的な企業名など、どこまで出せるかという問題はあるため、詳細な事例集をつくれるかどうかというのは少し検討が必要と思われるが相談はしてみたいと思う。

(高橋部会長)企業名はAとかBとかにしてくれてよい。

(農林水産省)基本的にそういったものをお示しできると思うが、具体的に色々な調整のプロセスなどの中で、やはりオープンにはできないような情報もあるため、そのあたりは精査をさせていただいた上でお示しすることはできるということで御理解いただきたい。

(高橋部会長)では、そういうことでよろしくお願ひする。

(大橋部会長代理)今お話にあった通知などで判断基準を示していただけたという話について、判断基準などの通知の中身の具体化についてお願ひなのだが、法律の条文だけ見ると普通の農地の転用が簡単にはできないという、農地を守ってきた今までの行政のあり方の延長にある仕組みだというように思われ、農振法と地域未来投資促進法・農村産業法の2つが同じだと考えてしまうと、多分、今回つくられたこの2つの法律の趣旨は何もなくなってしまうと思う。

あえてそれをつくって進めようとしたもので、今、お話があったような形で具体例が出ているのだとすれば、

まず一つ、例外があるということは法律の条文には書いてあるものの、具体例として、別に企業名は要らないが、このような規模のこういうものをこういうところにつくったという例を示していただく。それと同時に、多分、地域的な形状だけで比較できるようなものではないので、なぜこの法律のもとでこのプロジェクトが、どういうところがこの法律の趣旨に合致するものとして、地域の経済やニーズ、実情などから総合判断してふさわしいものとして選ばれたのか、その基本的な目のつけどころや着眼点、重点的な視点のようなものを示していただくこと。企業名や何平米などということよりも、他の自治体で足が一步前へでていないところが、この法律を使えば、農地を守るという前提のもとであっても、公益条件を満たせば決して例外がないわけではないので、確かに進んでいる例があるということであれば、他の自治体もこのプロジェクトを、こういうところをメインにして立てたので、お願いしますという形で進めることができると思う。

そういったところまで踏み込んでの判断基準の示し方でないと多分、今回の提案団体の役には立たないのかなと思うので、そこら辺までお願いしたいが、いかがか。

(農林水産省) 承知した。どこまで載せるかは検討が必要だが、なるべく趣旨に沿うように、わかりやすいものをつくっていききたい。

(大橋部会長代理) その場合に地方自治体、例えば知事や、地元の方が、自分たちの地域をこうしたいという地域の構想が、一定程度の重みを持つとか、そういう余地があるものなのか、そういう構想を載せて出せるようなものなのかを示してもらえると地方自治体も乗りやすいのかなと思う。そういう裁量的というか、戦略的というか、政策的な余地のようなものは一定程度あり得るという前提でよろしいか。

(農林水産省) これはどちらも特別法に基づく計画制度であり、一定の地域の振興など、そういう観点で農地の保全、農地の確保と他産業の振興というものを両立させるような仕組みであり、そういうもとの計画にて調整していくという仕組みになっていることから、当然、戦略などの政策的な考え方、農業側の事情、それから、地域の他産業側の事情など、そういうものを加味して総合的に判断するような世界であるため、そういうものは示していけるのではないかと考えている。

(高橋部会長) そういう意味では、都道府県の総合的な判断だということではっきり明確にさせていただきたい。国としては見るべきところは見られると思うが、都道府県の判断を尊重していただけるような形で。厳しく縛り上げるのではなくて、都道府県の総合的な戦略のもとで考えたものであれば同意してもらえるのだというところがはっきりわかるように、そういう中身の通知にさせていただけるとありがたいと思うが、そこはいかがか。

(農林水産省) 土地利用の計画は市町村段階で策定して、都道府県が同意して判断するというところで、都道府県までで完結する世界であるため、そのようにしてまいりたいと思う。

(高橋部会長) 通知を出していただけるという方向で大体提案団体の意図は実現できると思うので、それが実際に提案団体、それ以外の都道府県、市町村に資するような豊かな内容にいただければありがたいと思う。

スケジュール的にはどのようにお考えか。

(農林水産省) 事例を集めるなど、一定の時間はかかると思う。出し方もなかなか難しく、出し方を間違えて逆に硬直的な運用になってしまってもいけないので、現場段階でやはり合理的というか、いい調整ができるようにしたほうがいいと思っているため、少し時間をいただいて、今年度ぐらいにできるよう頑張ってまいりたいと思う。

(高橋部会長) そこは短兵急にやっていただく必要はないと思うので、しっかり中身が豊かなものになるよう必要な時間をかけてやっていただければありがたいと思う。

引き続き、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)